

那覇空港 輸入航空貨物の保税蔵置場保管料率表

I. 無料保管期間

無料保管期間は到着日の翌日の午前8時から24時間とします。ただし、この24時間内に日曜・祝日、年末年始の税関休業日（12月29日・30日・31日・1月1日・2日・3日）が含まれる時はこの期間が延長されます。

II. 一般貨物保管料

1. 基本料金

A. 無料保管期間経過後初日の料金

1個につき	10kgs 以内	<u>150円</u>
	11 ~ 50kgs	<u>250円</u>
	51 ~ 100kgs	<u>350円</u>
	101 ~ 300kgs	<u>550円</u>
	301 ~ 500kgs	<u>1,200円</u>
	501 ~ 1,000kgs	<u>1,600円</u>
	1,000kgs を越えるものについては 500kgs を増すごとに	<u>400円</u>
ただし、1件の最低料金は		<u>300円</u> とする。

B. 基本料金のA期間経過後10日間の料金

100kgs またはその端数ごとに

1日	1個につき	150円
----	-------	------

2. 経過料金

基本料金のB期間経過後15日間の料金

100kgs またはその端数ごとに

1日	1個につき	150円
----	-------	------

ただし、引取促進などの費用として1件につき
を別途申し受けます。

3. 割増料金

経過料金期間経過後の料金

100kgs またはその端数ごとに

1日	1個につき	200円
----	-------	------

Ⅲ. 特殊保管施設割増使用料

前記Ⅱに定める料金 1 日 1 個につき

(1) 貴重品	ただし最低料金は 1 件につき 300 円	150 円
(2) 危険物	ただし最低料金は 1 件につき 300 円	150 円
(3) 冷凍蔵品	10kgs 以内	100 円
	11 ~ 100kgs	150 円
	101 ~ 300kgs	200 円
	301 ~ 1,000kgs	300 円
	1,000kgs を越えるものについては 1,000kgs またはその端数ごとに ただし最低料金は 1 件につき 300 円	50 円 を加算する。
(4) 動物	ただし最低料金は 1 件につき 300 円	150 円
(5) 麻薬類	ただし最低料金は 1 件につき 300 円	150 円

(注) 本特殊保管施設割増使用料は貨物の搬入日から適用します。

Ⅳ. 輸入蔵置場施設利用料

1 件につき定額料金 300 円と重量比例料金 1 kg 当たり 3 円との合計額とする(10 円未満は切り上げ)。
ただし

(1) 無料保管期間内に搬出される貨物

1,000kg 以下の貨物の料金上限を 1,200 円とし、

1,000kg を越える重量分より重量比例料金 1,000 kg またはその端数ごとに 100 円を加算する。

例：1,500kg 貨物は

定額料金	¥300
1,000kg 分1,000kg × ¥3 =	¥3,000
1,001kg~500kg 分 ¥100 =	¥100
合計		¥3,400

(1) 無料保管期間以降に搬出される貨物

1,000kg 以下の貨物の料金上限を 2,300 円とし、

1,000kg を越える重量分より重量比例料金 1,000 kg またはその端数ごとに 150 円を加算する。

例：1,500kg 貨物は

定額料金	¥300
1,000kg 分1,000kg × ¥3 =	¥3,000
1,001kg~500kg 分 ¥150 =	¥150
合計		¥3,450

V. 輸入混載貨物の混載仕分作業料

照合・点検作業

1 件 1 回につき		60 円とする。
ただし、便到着前に事前通知がなされた場合、	1 件 1 回につき	40 円とする。
なお、一旦、マスター搬入後、後仕分を実施する場合は、	1 件 1 回につき	90 円とする。

VI. その他の料金

1. 蔵置場内作業料

関係官庁による輸入検査、および関税法第 40 条による貨物取扱いに付随する蔵置場内作業にかかる料金をいう。

1 件 1 回につき			
1 件の重量が	100kgs 以内		1,000 円
	100kgs を越え 500kgs 以内		2,000 円
	500kgs を越え 1,000kgs 以内		3,000 円
	1,000kgs を越えるもの		4,000 円 とする。

2. 時間外搬出料

<時間帯>

平 日	午後5時から翌日の午前8時30分まで
土 曜 日	午後0時から午前8時30分まで及び午後0時30分から午後12時まで
日曜・祝日	終日（午前0時から午後12時まで）

時間外に搬出する貨物 1 件につき	1,200 円
ただし、1 件の重量が 1,000kgs を越えるものについては	2,000 円 とする。

3. 横持運搬料

1 件 1 回につき

上屋と税関、動物検疫所、植物防疫所の検査場間または、貨物地区内上屋間（弊社保税蔵置場以外の区間を含む）

1 件 1 回につき、	100kgs 以内	500 円
1 件の重量がの		
重量が	100kgs を越え 500kgs 以内	800 円
	500kgs を越え 1,000kgs 以内	1,200 円
	1,000kgs を越えるもの	1,500 円

3. 貴重品の検品室使用料・検品立合料

1 件につき	1,800 円
--------	---------

4. 写真撮影

1 件につき 5 枚	1,500 円
その後 1 枚につき	100 円

5. 動物への飼育、ドライアイス、氷の詰め替え、滅却料、特殊器材使用その他特別な作業又は手数を要するもの

1 人 30 分につき	2,500 円
-------------	---------

6. 弊社フォークリフトによるトラック積込み補助料金

対象貨物 1kgにつき、2円を申し受けます（10円未満は切り上げ）。

7. 廃棄物処理料

①紙屑、木屑、発砲スチロール等の緩衝材処理料 1袋につき	100円
②空き箱（ダンボール、プラスチック、発砲スチロール、木箱） 三辺の合計が100cmを超えないもの 1箱につき	100円
三辺の合計が100cmを超えるもの 5kgごとに	150円

（輸入航空貨物の保税上屋貨物取扱料金適用規定）

- (1) 1件とは「1Airway bill (Master または House)」を言います。
ただし輸入上屋施設利用料の件数は搬出件数とします。
- (2) 端数処理については円位未満を切り上げます
- (3) 1件の重量が1kg未満の場合は1kgに切り上げとします。
「貴重品」、「危険物」、「動物」、「麻薬類」とはそれぞれIATAの規定に定める貴
- (4) 重品、危険物及び動物ならびに税関または航空会社からその旨の指示があったものを言います。
- (5) 「冷蔵品」とは航空会社または荷受人の指示により冷蔵・冷凍の状態で保管される一切の貨物を言います
- (6) 仕分された混載貨物の保管日数の算出は最初に搬入した日に遡り計算します。
- (7) 仕分後の混載貨物は、仕分されて各貨物を1件として取扱い計算します。
- (8) 本料金は2021年4月1日より適用します。

株式会社ANA Cargo